

群馬県受動喫煙防止対策推進会議設置要領

1 目的

健康増進法に基づく受動喫煙防止対策について、群馬県における対策を協議及び検討し、総合的、効率的に推進するため、群馬県受動喫煙防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 協議内容

推進会議は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。

- ・ 受動喫煙防止対策の推進に関すること
- ・ 受動喫煙防止に関する方策及び関係機関の連携等に関すること
- ・ 受動喫煙防止のための普及啓発に関すること
- ・ その他必要な事項

3 構成

- (1) 構成委員は、別紙のとおりとする。また、その任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 推進会議に議長及び副議長を置く。議長は、構成委員の中から互選により選出することとし、副議長は議長が指名する。

4 運営等

- (1) 推進会議は、群馬県健康福祉部長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 推進会議において必要があると認めるときは、構成委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 必要に応じて、協議内容に関係する構成委員のみをもって会議を開催することができる。

5 事務局

推進会議の事務は、健康福祉部健康長寿社会づくり推進課において処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月29日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。